

観光分野における女性活躍推進に向けた検討会の開催について

令和元年 8 月
観光庁

1. 趣旨

観光分野は世界的に女性の雇用が多い分野であり、本年 6 月の G 2 0 大阪首脳宣言においても、観光は女性及び若者のための質の高い雇用と起業創出についての貢献が期待される分野として言及された。UNWTO（世界観光機関）等の調査においても、観光分野における女性の活躍推進を通じて、生産性の向上や女性の社会的な地位向上、持続可能な成長につながるということが報告されており、各国において観光分野での女性活躍の議論が行われている。

我が国においても成長する観光分野での女性の雇用は着実に増加しているが、女性がその力を存分に発揮するために、働きやすい環境や管理職への登用を含めた人材育成等の面でさらなる取組が求められている。こうした取組を通じ、観光分野の企業等におけるダイバーシティが向上し、観光先進国を支える多様な観光客に対応する質の高い観光サービスが生まれ出されることが期待される。

また、質の高い観光サービスを支える人材の観点からは、観光分野での新たな就業機会が増加していることを広く発信するとともに、多様な女性人材を確保するための方策を検討することも必要である。

以上を踏まえ、観光に関する幅広い分野を対象に、女性活躍の現状と課題を把握するとともに、今後の女性活躍の推進に向けた取組について検討を行うため、観光庁において、「観光分野における女性活躍推進に向けた検討会」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3. 検討事項

旅行業、宿泊業を始めとして観光地域振興等も含めた幅広い分野を対象に以下の観点から検討する。

- ①観光分野における女性活躍の現状と課題を整理し、ベストプラクティスを共有するとともに、課題の解決方策等について検討する。
- ②観光分野における就業機会が増加していることを発信しつつ、多様な女性人材を確保し、それぞれの意欲と能力にあった活躍を可能とするための課題やその解決方策等について検討する。

4. 検討スケジュール

本年度中に 4 回程度開催する。

5. 運営

- (1) 検討会には座長を一名置く。
- (2) 座長は、検討会の議長として、議事の進行にあたる。

6. 庶務

本検討会の庶務は、観光庁国際観光部参事官付において処理する。

7. その他

上記に定める事項の他、本検討会の運営に必要な事項等については、座長が定める。

第1回 観光分野における女性活躍推進に向けた検討会
委員名簿

(氏名五十音順・敬称略)

<委員>

市川 のぞみ	(株)パレスホテル ヒューマンリソース部人事課 人事スーパーバイザー
岩本 裕美	(公社)日本観光振興協会観光地域づくり・人材育成部門 DMO 推進部長
加藤 遼	パソナグループ 成長戦略本部 ソーシャルイノベーション担当部長 パソナ JOBHUB 事業統括部長 兼 旅するようにはたらく部長(兼務)
櫻田 あすか	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 副事務局長
田瀬 和夫	SDG パートナーズ(有) 代表取締役 CEO
富澤 慶太	(株)帝国ホテル 人事部労務課 労務支配人
森下 晶美	東洋大学 国際観光学部国際観光学科 教授
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻 教授
山本 綾子	(株)日本旅行 国際旅行事業本部公務法人営業部 副部長 LADY JATA 委員長